

マイナンバー利用に伴う確認書類の提出について

子ども・子育て支援新制度を利用する皆様へ

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園及び認定こども園の利用手続きにはマイナンバーの提示が必要になりますので、

【確認書類】1. 及び 2. のコピーを提出してください。

利用手続きには

「1. マイナンバーの確認」と、「2. 身元の確認」が必要です。

マイナンバーカードを取得されている方は、カードのみで「1. 2」の確認が可能ですが。マイナンバーカードを取得されていない方は、以下の【確認書類】が必要になります。

【確認書類】

1. マイナンバーの確認

マイナンバー通知カード か、
マイナンバー付きの住民票



+

2. 身元の確認

- i 写真ありの書類（運転免許証やパスポート 等） 又は
- ii 写真なしの書類 2つ以上（健康保険証、国民年金手帳 等）

※ i (写真あり) の場合は、1つ必要

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、在留カード、学生証、身分証明書、社員証、住基カード、各種資格証明書 等

ii (写真なし) の場合は、2つ以上必要

各種健康保険証、共済組合証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、身分証明書、社員証、資格証明書

こういう場合は、どうしたらいいの？ Q&A

■マイナンバーの確認と、身元確認について

Q1 誰のマイナンバーカード（又は通知カード）のコピーを添付するの？

A1 ※申請者のみです。

※申請者とは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（第1号様式）中の「保護者氏名」に記載されている保護者

Q2 同一世帯員分のコピーは必要ないの？

A2 必要ありません。ただし、申請者が第1号様式に同一世帯のマイナンバーを記載して下さい。

Q3 誰の身元確認（免許証等）のコピーを添付するの？

A3 「A1」と一緒です。

Q4 マイナンバーカードを取得しているのですが、この1枚のコピーを添付するだけで、マイナンバーと身元の確認ができますか？

A4 はい。マイナンバーカードのみで、マイナンバーと、身元の確認が可能です。

※ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 宜野湾市役所保育こども園課 TEL 098-893-4649